

# 相続で家計資産の地域間移動が活発化、進む大都市圏への資産集中



三井住友信託銀行（株）調査部上席調査役 青木 美香

## ～要旨～

年間死亡数が160万人を超える「大相続時代」を迎えた日本では、相続による家計資産の地域間移動が活発化している。

推計によると、今後30年程度の間には発生する相続で125兆円の家計金融資産が地域をまたいで移動し、このうち58兆円が東京圏に流れ込む。相続を経て資産が増加するのは東阪両エリアのみであり、地方の家計資産は軒並み減少する見込みである。

遺産を残さない人の増加などで資産の行き先も若干多様化しているが、移動の本流が「地方から東京圏を中心とした大都市圏へ」であることに変わりはない。地域金融機関にとって、相続による預金流出は非常に大きな問題であり、店舗戦略や他の金融機関との提携とともに、相続発生以前から「プレ相続人」にアプローチし、顧客化・関係強化を図ることも重要になる。

## 1 「大相続時代」の到来で家計資産の地域間移動が多発

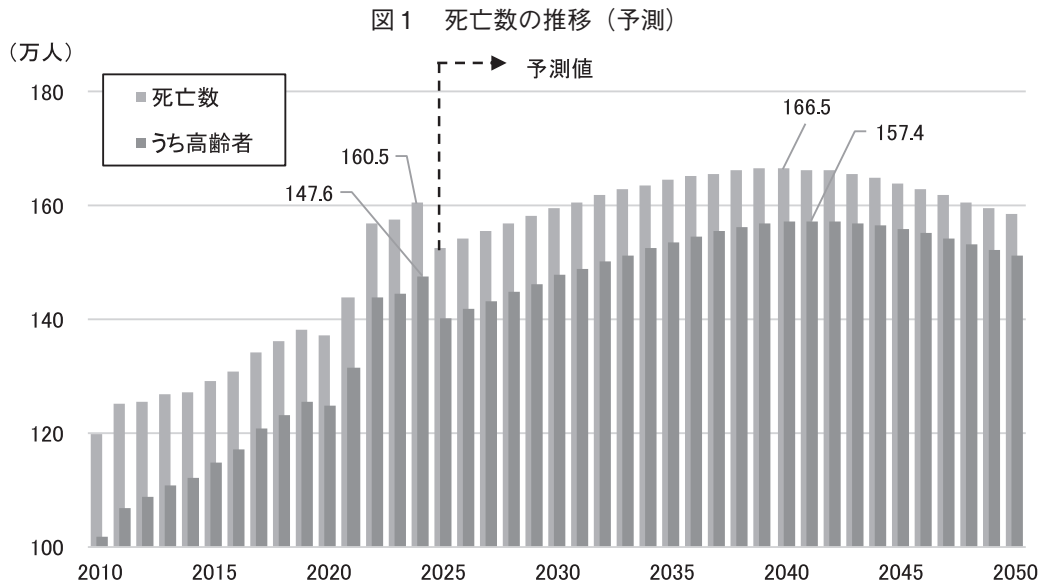
日本が超高齢社会に突入してから20年が経とうとしている<sup>1)</sup>。死亡数は長らく増加トレンドにあり、2010年の年間120万人から、2024年には160万人へ、そしてピーク時2040年にはおよそ167万人に達する見込みである（図1）。

中でも注目しておきたいのは、死亡が相続に直結しやすい「高齢者（65歳以上）の死亡数」である。こちらは、2010年の年間100万人強から足下ではおよそ148万人と、10年余りのうちに3割以上増加、ピーク時には157万人に達するとみられる。長寿化の進展や団塊世代の死亡

の時期が近づくことなどにより、増加のペースは死亡総数を上回る。

多くの高齢者が死亡し、多くの相続が発生する「大相続時代」を迎えた日本だが、相続発生の際に、親世代と子・孫世代の居住地域が異なれば、家計資産の移動も地域をまたいだものになり、結果として、家計資産の地域分布にも変化が生じる。例えば、北海道に住む親が死亡し、東京で暮らす子が遺産を受け取れば、家計資産が北海道から東京に移動し、東京への資産集中が進む。

日本では近年、こうした地域をまたいだ家計資産の移動が多発している。いくつかの統計を



(注) 2024年までは実績値、2025年以降は「国勢調査(2020年)に基づく予測値のため、データのつながりがなめらかになっていない。  
 (資料) 厚生労働省「人口動態調査」、国立社会保障人口問題研究所「日本の将来推計人口」

もとに試算したところ、今後30年程度の間には相続される見込みの家計金融資産総額は650兆円弱で、このうちの約2割、125兆円が地域間移動するという結果が得られた(詳細後述)。

## 2 家計資産の地域間移動が膨らむ背景

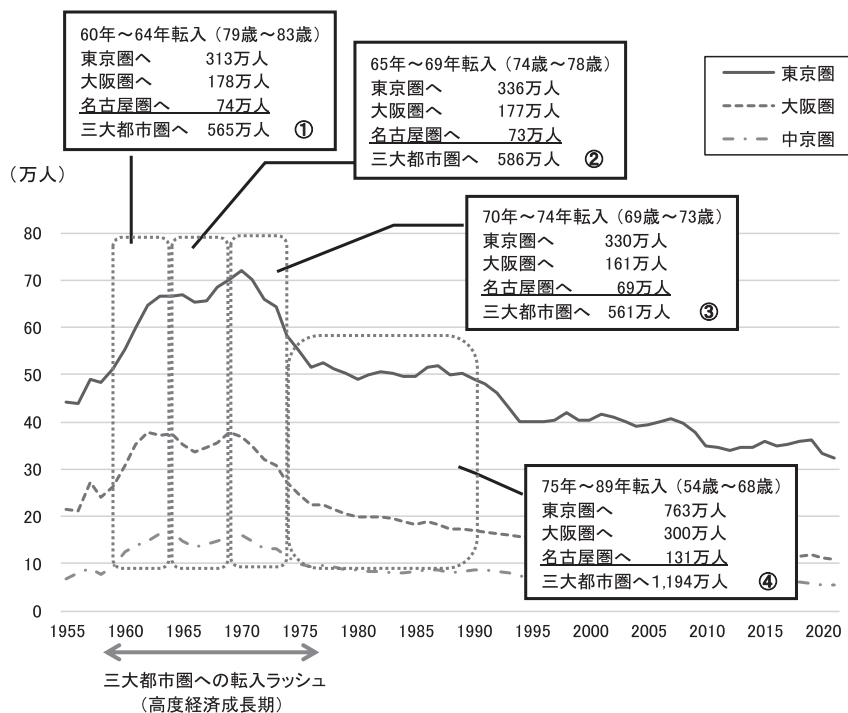
日本において相続に伴う資産の地域間移動が膨らむ最大の理由は、“地方に住む親と三大都市圏に住む子”の組み合わせが非常に多いことである。これは、「高度経済成長期の置き土産」と言える。

図2は非大都市圏(地方圏)から三大都市圏への転入者数の推移である。1960年代～70年代前半にかけての高度経済成長期に、地方から三大都市圏への転入ラッシュが起きていたことがわかる(図2の①～③)。15年間で合計1,700万人あまりが東京・大阪・名古屋に流入、とりわけ東京圏1都3県へは、980万人という現在の東京23区の人口と同規模の人たちが流れ込んだ(各大都市圏への5年ごとの転入者数は図2の吹き出しを参照)。

三大都市圏への転入ラッシュは、高度経済成長期の幕が下りると一段落した。ただ、東京圏だけは、その後も1990年頃まで毎年50万人前後の地方からの人口流入が続いた(図2の④)。前述のとおり“地方に住む親と三大都市圏に住む子”の組み合わせが多いのは、基本的には高度経済成長期の転入ラッシュの名残りだが、東京圏に関しては、大学や就業機会の多さによる継続的な人の流入に起因する部分もあると言えよう。

地方から三大都市圏への転入者のうち、1960～64年転入組(図2の①)は、既に80歳前後となり多くが親からの相続を終えているので除外し、65～69年転入組(同②、現在75歳前後)、70～74年転入組(同③、同70歳前後)、75～89年転入組(同④、同50代半ば～60代)の各人数と、それぞれの年齢層の親世代の生存率データをもとに計算すると、現在の日本には“地方に住む親と三大都市圏に住む子”という組み合わせが1,200万組ほど存在する。言い換えれば、今後、地方に住む親の遺産を大都市圏で相続す

図2 非大都市圏から三大都市圏への転入者数推移



(注1) 三大都市圏は、東京圏＝埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、名古屋圏＝岐阜県、愛知県、三重県、大阪圏＝、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、非大都市圏はそれ以外。  
 (注2) 吹き出し中の( )内は、各時期の転入者の現在の年齢(転入当時平均年齢＝18歳と仮定して算出)。  
 (資料) 総務省「住民基本台帳人口移動報告」

る子の母集団はおよそ1,200万人ということである。

あくまでも転入当初の人数から計算した結果であり、厳密にはその後の転出者数や死亡者数を差し引く必要があるが、それでもかなりのボリュームであり、こうした親子の間での相続が家計資産の地域間移動を促すことは間違いない。

### 3 県別に見た相続発生時の家計資産のゆくえ

ここからは、相続の発生に伴って実際にどの程度の家計資産が地域<sup>2)</sup>をまたいで移動することになるのかをみていく。

#### (1) 家計資産の1/4以上が地域外に流出する県も

まず、相続発生時に地域外に流出する家計資産の「比率」(以下「地域外流出率」)を都道府

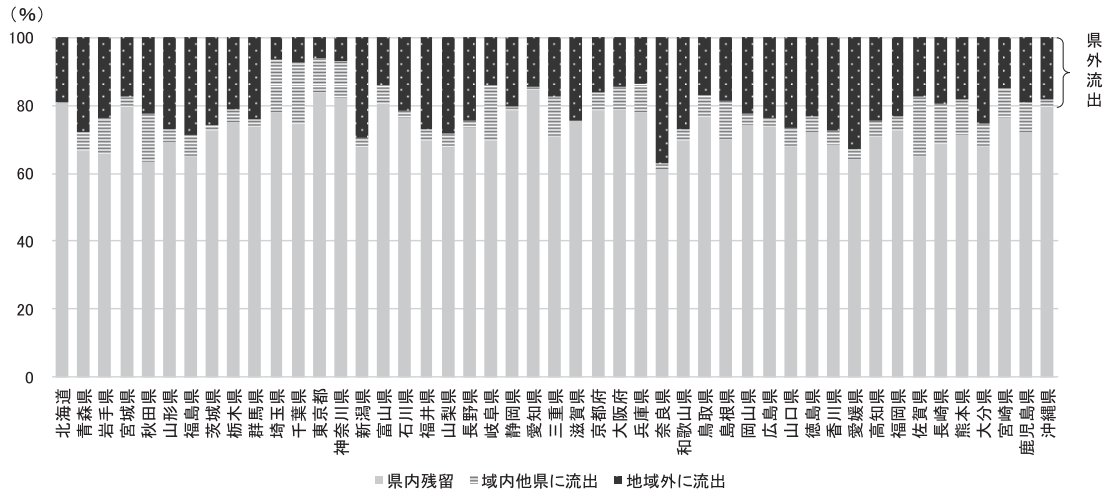
県別に算出したところ、最も低い東京都(6.0%)から最も高い奈良県(36.9%)までかなり幅があった。

流出率が高い方からみると、資産の1/4以上が地域外に流出する可能性がある県が13県、全体の約3割に及んだ。東北や中部・北陸地域に比較的多いが、奈良県や愛媛県、大分県も該当しており、分布は全国にわたる。

逆に流出率が低いのは、何といたっても東京圏の1都3県で、地域外流出率は6～7%に留まる。裏を返せば、相続を経た後にも家計資産の93～94%が東京圏内に留まるわけであり、相続による資産流出をさほど心配しなくてよい地域と言えよう。

資産の行き先をもう少し細かく①県内残留(資産保有者が若い世代で、そもそも相続が発生し

図3 都道府県別にみた相続発生時の家計資産の行き先



(注) 「県内残留」は、資産保有者が若い世代で、今後30年程度の間にはそもそも相続が発生しない資産を含む。  
 (資料) 総務省「国勢調査」、国立社会保障人口問題研究所「人口移動調査」

ない資産を含む)、②地域内の他県への流出、③地域外への流出 - の3つに分けると (② + ③ = 県外流出)、資産のゆくえに各県の個性が見えてくる。東北地域を例にとると、宮城県では相続発生時に家計資産の8割が県内に留まり、岩手県と秋田県では地域内の他県（主として宮城県）への流出率が高く、青森県、山形県、福島県では地域外流出率が高くなっており、同じ地域内でも県によって資産移動のパターンが異なることがわかる (図3)。

(2) 「県外」×「地域外」による4つの資産移動パターン

図3のデータを用い、相続発生時の家計資産の「県外流出率」と「地域外流出率」を2軸として47都道府県をプロットすると、資産の移動パターンとして大きく4つのグループが浮かんでくる (図4)。

A：県外流出率が高く、その多くは地域外に流出するグループ

青森県、福島県、新潟県、山梨県、愛媛県など、同じ地域内に地方の中核都市がないか、あっても遠い県、あるいは地方中核都市よりむしろ三

大都市圏に近い県が多い。これらの県では、親元を離れた子が三大都市圏などの地域外に出ていくケースが多く、こうした親子の間で相続が発生すると、親が持っていた資産は県外どころか地域外にまで流出することになる。

B：県外流出率は高いが、地域外流出率は比較的低いグループ

仙台や名古屋、福岡といった同じ地域内にある地方中核都市に近い岩手県、秋田県、岐阜県、佐賀県、長崎県などが該当する。これらの県では、親元を離れた子が同じ地域内の地方中核都市近辺で暮らすケースが多く、相続発生時には、家計資産は県外には出てもおおかた同一地域内への移動に留まり、地域外への流出は比較的少ない。

C：県外流出率、地域外流出率ともに相対的に低い、言い換えれば資産の県内残留率が相対的に高いグループ

北海道、宮城県など地方中核都市を包含する県や、愛知県、大阪圏の2府1県が該当する。これらの県では、子は親元を離れても親と同一県内や、少なくとも同じ地域内には留まるケースが多い。



表1 相続発生に伴う家計金融資産の地域間移動額

(兆円)

		家計保有 金融資産 総額	資産移動先												
			北海道	東北	北関東	東京圏	中部・ 北陸	中京圏	大阪圏	京阪 周辺	中国	四国	九州・ 沖縄	地域外 合計	
資産 移動 元	北海道	24.7	20.0	0.3	0.2	3.4	0.2	0.2	0.1	0.1	0.1	0.0	0.1	4.7	
	東北	40.8	0.4	31.2	1.1	7.0	0.2	0.2	0.4	0.0	0.0	0.0	0.2	9.5	
	北関東	38.7	0.1	0.3	29.4	7.9	0.2	0.1	0.3	0.1	0.1	0.0	0.2	9.3	
	東京圏	296.6	2.5	1.6	4.3	276.9	2.6	2.0	3.4	0.6	0.4	0.3	2.3	19.7	
	中部・ 北陸	67.3	0.4	0.4	0.6	10.0	51.9	1.8	1.4	0.3	0.3	0.1	0.3	15.4	
	中京圏	79.5	0.1	0.2	0.3	6.5	0.9	67.7	2.4	0.4	0.3	0.2	0.6	11.8	
	大阪圏	116.1	0.0	0.3	0.5	8.2	1.0	1.5	99.2	2.8	1.1	0.6	1.0	17.0	
	京阪 周辺	24.2	0.0	0.0	0.2	1.9	0.2	1.0	3.2	17.0	0.1	0.2	0.3	7.2	
	中国	44.0	0.1	0.1	0.2	3.7	0.4	0.5	3.7	0.3	33.9	0.3	0.9	10.1	
	四国	22.3	0.1	0.0	0.1	1.9	0.1	0.5	2.3	0.2	0.7	16.1	0.4	6.3	
	九州・ 沖縄	61.3	0.2	0.1	0.4	7.3	0.6	0.8	2.0	0.4	0.8	0.3	48.5	12.8	
地域外合計	—	3.8	3.5	7.8	57.8	6.4	8.7	19.1	5.3	3.8	2.0	6.2	124.5		

相続される金融資産  
644兆円の約2割

(注) 資産移動先の「九州・沖縄」は、熊本県を除く7県で推計。

(資料) 表1、表2とも 総務省「国勢調査」、同「全国家計構造調査」、国立社会保障人口問題研究所「人口移動調査」を基に三井住友信託銀行調査部推計。

並みに大きいですが、流入額は19.1兆円と東京圏の1/3程度に留まり、差し引きした流入超過額は2.2兆円と、東京圏には遠く及ばない。

(2) 11地域中9地域で家計金融資産が減少

表1に示したような相続に伴う資産の地域間移動により、各地域の家計金融資産残高がどう変化するかをまとめたものが表2である。中央列が、各地域の金融資産の流入額から流出額を差し引いた金額、すなわち相続発生時の金融資産の増減額及び同比率となっている。

相続を経て家計金融資産が増加する（流入超過となる）のは11地域のうち東京圏と大阪圏の2地域のみで、他の9地域では減少（流出超過）となる。減少する「金額」を見ると、中部・北陸地域が▲9兆円と最も大きく、東北、中国、九州・沖縄でも▲6兆円以上となる。一方、減少する「比率」は、四国が最も大きく、相続の発生により家計金融資産が2割近く（▲19.0%）

減少する可能性がある。東北、中部・北陸、中国、九州・沖縄の各地域でも10%～15%の減少が見込まれる。

(3) 変わる家計金融資産の地域分布～東京圏に4割が集中

相続に伴う地域別の家計金融資産の残高変化を反映し、日本の家計金融資産の地域分布も変化する。大都市圏、とりわけ東京圏への家計金融資産の集中が一層に進むことが明らかである（表2の左列右側、同右列右側）。

東京圏には、現在、家計金融資産の36.4%が集中しているが、相続による地域間移動を経た後には、この比率は41%と4割を超える（表2の( )）。大阪圏と中京圏を加えた三大都市圏でみると、現在の家計金融資産の集中度は6割(60.4%)だが、相続による資産移動後には2/3弱(64.9%)に達する見込みである。

表2 地域別に見た相続に伴う家計金融資産残高の変化と地域分布変化

	現在		相続発生時の		相続発生後	
	残高 (兆円)	地域分布 (%)	増減額 (兆円)	増減率 (%)	残高 (兆円)	地域分布 (%)
北海道	24.7	3.0	▲ 0.8	▲ 3.4	23.8	2.9
東北	40.8	5.0	▲ 6.1	▲ 14.9	34.7	4.2
北関東	38.7	4.7	▲ 1.4	▲ 3.7	37.2	4.6
東京圏	296.6	36.4	38.1	12.8	334.7	41.0
中部・北陸	67.3	8.3	▲ 9.0	▲ 13.4	58.3	7.1
中京圏	79.5	9.8	▲ 3.1	▲ 3.9	76.4	9.4
大阪圏	116.1	14.2	2.2	1.9	118.3	14.5
京阪周辺	24.2	3.0	▲ 1.9	▲ 8.0	22.2	2.7
中国	44.0	5.4	▲ 6.3	▲ 14.3	37.7	4.6
四国	22.3	2.7	▲ 4.2	▲ 19.0	18.1	2.2
九州・沖縄	61.3	7.5	▲ 6.6	▲ 10.8	54.7	6.7
合計	815.4	100.0			816.1	100.0

(注1) 各地域の該当県は表1に同じ。

(注2) 相続発生時の増減額＝他地域からの流入額－他地域への流出額。(▲が流出超過)

(注3) 端数処理の関係で、現在と相続発生後の残高合計は一致しない。

## 5 相続による家計資産移動のこれから

相続に伴う家計資産の地域間移動は、今後どのような展開を見せるだろうか。3つのポイントを挙げてみたい。

### (1) 東京圏への集中は止まらない

東京圏への家計資産の集中は今後も続くであろう。

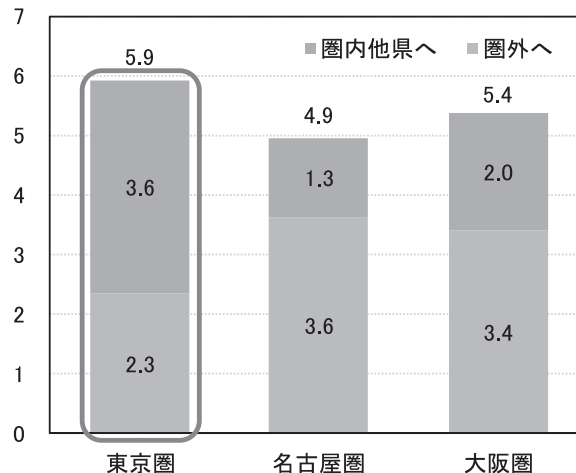
高度経済成長期の地方から東京圏への転入者は、これから順次、子や孫に資産を残す側（被相続人）に転じていくが、彼らの子・孫には、親と別居したとしても同じ東京圏内に留まる人が多い。図5は、大学への進学や就職、結婚など親からの独立機会が多い10代後半から30代（15歳～39歳）の転出者比率を三大都市圏で比較したものである。東京圏の圏外への転出者比率は5.9%と、名古屋圏、大阪圏よりやや高いものの、その6割以上（全体の3.6%）が東京圏内他県への移動者、言い換えれば親元を離れて圏外には出て行っても同じ東京圏内に留まる人であり、東京圏外への転出者比率は2.3%と、名古屋、大阪両圏の圏外転出者比率を下回る。

今後は、親も子も東京圏内在住という組み合

わせでの相続、いわば「東京圏内完結型」の相続が増加する可能性が高く、東京圏からの相続に伴う家計資産流出は減少が続くと考えられる。

一方で、以前よりかなり減ったとはいえ、東京圏には現在でも年間30万人を超える地方からの転入者がおり（前掲図2）、これが先々の「相続による地方から東京圏への家計資産移動」の種となりうる。

図5 三大都市圏の15～39歳の転出者比率（2024年）（%）



(注) 三大都市圏の該当県は図2に同じ。

(資料) 総務省「人口推計」、「住民基本台帳人口移動報告」

## (2) 「相続による」移動後の「相続によらない」再移動

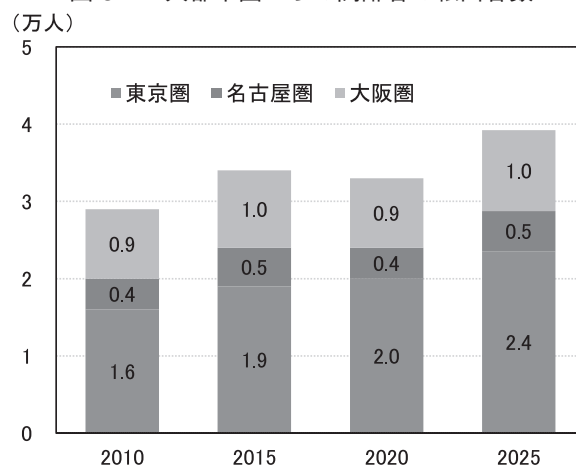
相続によって地方から大都市圏へ移動した資産が、今度は相続以外の理由で他の地域に再移動するというパターンが出始めており、今後も続くと思われる。具体的には、リタイア後の地方移住によって資産が地方へUターン、Iターンするケースや、いわゆる「親の呼び寄せ」に伴い資産が移動するケースである。

実際、三大都市圏からの転出高齢者数は、新型コロナウイルス禍の影響で人の移動が鈍った2020年を除くと着実に増加しており、特に東京圏からの転出高齢者は2010年から2025年にかけて1.5倍に増加している（図6）。

## (3) 遺産に対する意識変化と新しい移動の道筋

遺産に対する意識が変化しており、これが家計資産の地域間移動に影響する可能性がある。

図6 三大都市圏からの高齢者の転出者数

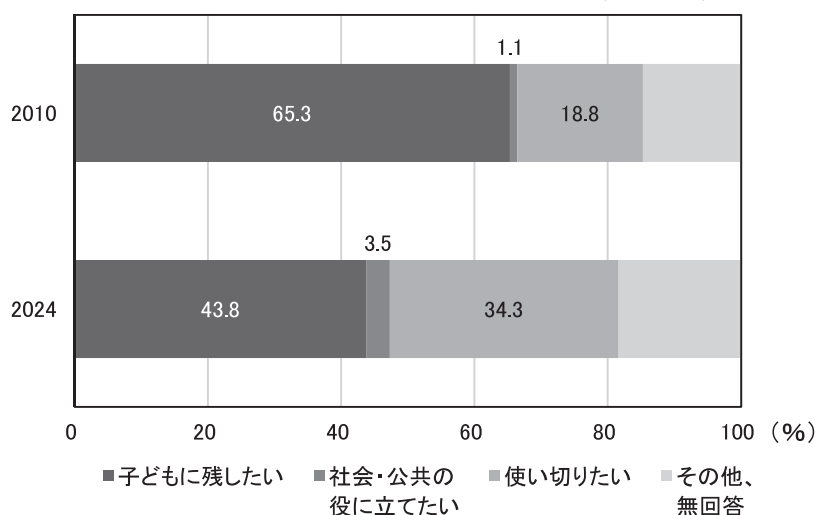


(注) 三大都市圏の該当県は図2に同じ。

(資料) 総務省「住民基本台帳人口移動報告」

60～70代で「子どもに財産を残したい」と考える人は、2010年には2/3弱（65.3%）を占めていたが、2024年には4割台（43.8%）まで低下している。一方、「社会・公共のために役立たい」と考える人は、まだ少数派とはいえ1.1%から3.5%に増加している（図7）。

図7 60～70代の遺産についての考え方（2024年）



(注) 子供に残したい…「老後の世話をしてくれるならば」、「家業を継いでくれるならば」、「老後の世話をしてくれるか、家業を継ぐか等に関わらず」の合計。

社会・公共のために役立たい…「こどもはいるが、財産を当てにして働かなくなるといけないので」、「財産を残すこどもがいないので」の合計。

使い切りたたい…「こどもはいるが、自分たちの人生を楽しみたいので」、「こどもがいないうえ、自分たちの人生を楽しみたいので」の合計。

(資料) 金融広報中央委員会「家計の金融行動に関する世論調査」

従来、故人が保有していた資産は家族・親族内の次世代に引き継がれる（相続される）ものとされてきた。しかし、上記のような意識の変化を受け、地元の社会貢献活動などに活かされて地方に留まる、海外に流出するなど資産移動の道筋が多様化してくれば、「地方から大都市圏へ」という資産の流れは多少なりとも緩やかになるのではないかと見られる。

## 6 終わりに～地方からの資産流出を抑えるために

上記(2)(3)のような新しい動きが出始めているとはいえ、相続に伴う家計資産移動の本流はやはり「地方から大都市圏へ」であろう。

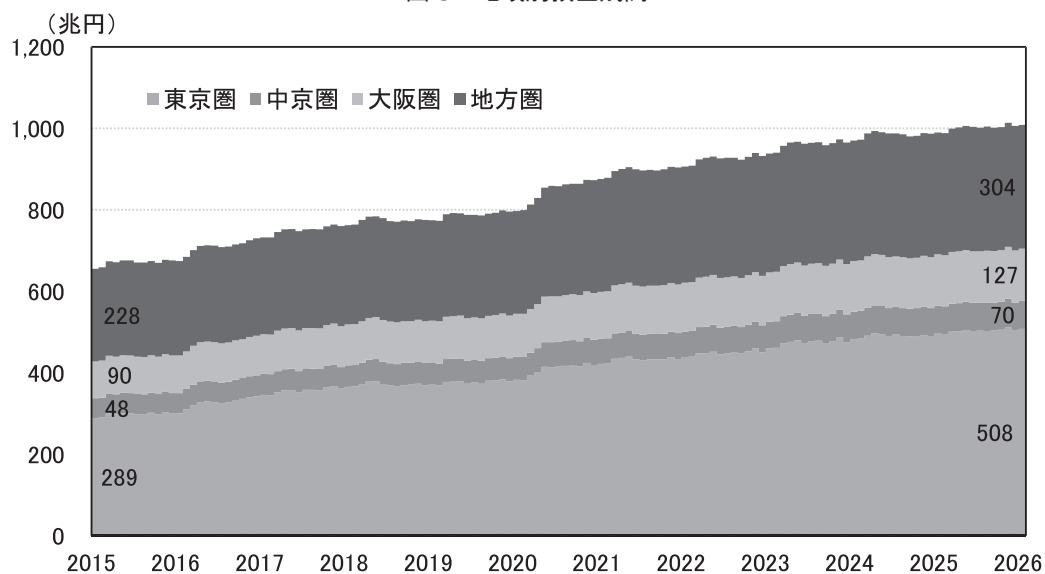
地方経済は「高齢化・人口減少」と「相続による資産の流出」という二重の逆風下にあると言われて久しく、地域金融機関にとって、相続による預金流出は非常に大きな悩みの種である。現に、日本の預金残高総額が2015年の655兆円から足下2026年には1009兆円へと10年間で1.5倍に膨らむ中で、地方（三大都市圏以外）の預金残高は1.3倍への増加（228兆円→304兆円）に留まる。

この間、東京圏は1.8倍（289兆円→508兆円）、三大都市圏合計では1.6倍（428兆円→705兆円）に増加しており、地方と大都市圏の預金残高格差の拡大が明白である（図8）。

地域金融機関が相続の発生に伴う預金流出を防ぐ（少なくとも減らす）ためには、店舗戦略や他の金融機関などとの提携戦略とともに、顧客である親（プレ被相続人）の存命中から子（プレ相続人）にアプローチし、関係性を構築・強化することが重要であろう。とはいえ、東京や大阪で暮らす子に対し、親が住む地域にしか店舗がない金融機関の口座開設を促すのは容易ではない。打開策のひとつとして、インターネットバンキングの活用が考えられるのではないかと見られる。

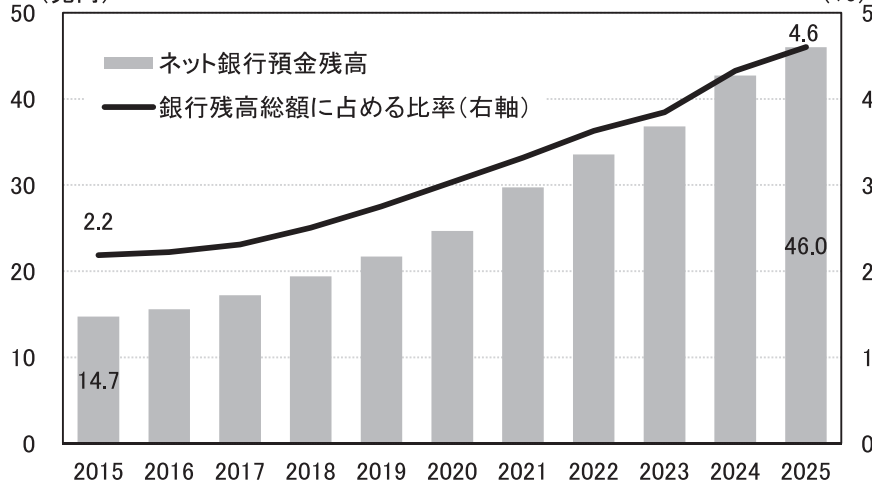
ネット銀行の預金残高は、2015年の14.7兆円から2025年の46.0兆円へと10年間で約3倍に拡大、預金残高総額に占めるシェアも5%に迫っている（図9）。実店舗を持たず本社の所在地が東京都に集中しているがゆえに、東京圏への預金集中、ひいては税収（利子にかかる住民税）不均衡を助長する一因とされることも少なくないが、消費者のネットでの金融取引に対する抵

図8 地域別預金残高



(資料) 日本銀行「『都道府県別預金・現金・貸出金統計』」

図9 ネット銀行の預金残高と銀行預金残高総額に占める比率（各年3月末値）  
 (兆円) (％)



(注1) ネット銀行預金残高は2025年3月末時点の残高上位10行合計。

(注2) 銀行残高総額は国内銀行・銀行勘定の預金残高総額。

(資料) 各社IR資料、日本銀行「預金・現金・貸出金」統計

抗感が薄れ、その利便性が認識されてきたことの表れでもある<sup>3)</sup>。また、インターネットバンキングの現在の利用者比率は70.1%、過去の利用を含めた利用経験率は75.8%という調査結果もある<sup>4)</sup>。

こうした時流をとらえ、地域金融機関は、相続発生時の資産の移動先として、プレ相続人である子のインターネット口座開設を推進するとともに、帰省時の対面コンサルやオンラインコンサルで関係の維持・強化を図りたい。当然、ネット銀行やメガバンクのインターネットサービスとの差別化も必要となろう。インターネットのみで完結できる取引の拡充はもちろん、「親と遠距離居住のプレ相続人」向けの金利優遇や、離れて暮らす子に代わっての「親の見守りサービス」など、地域金融機関だからこそできる施策もありそうだ。

【注】

- 1) 国連やWHOでは、総人口に占める高齢者（65歳以上）比率が21%を超えた社会を「超高齢社会」と定義している。日本は2007年にこの基準を超え、

超高齢社会に突入した。

- 2) 地域区分は国立社会保障人口問題研究所「人口移動調査」に基づくもので、表1に記載。
- 3) ネット銀行以外でもインターネットバンキング対応は進んでいる。メガバンクでは、三菱UFJ銀行とみずほ銀行がインターネット支店を開設、三井住友銀行は普通預金口座を持つ全個人顧客に対し、標準付帯サービスとしてインターネットバンキングサービスを提供している。多くの地域金融機関でも同様の動きがみられる。
- 4) マイボイスコム「インターネットバンキングの利用に関するアンケート調査（第27回）」（インターネット調査、2026年1月1日～1月7日実施）。

あおき みか

三井住友信託銀行（株）調査部 首席調査役  
 主に家計の金融・消費行動、社会現象から見た経済分析などを担当。

2008～2009年法政大学大学院 政策経済研究所 客員研究員、2019年～三井住友トラスト・資産のミライ研究所主任研究員（兼務）

著書に『知っておきたい日本経済70の勘どころ』（共著、NHK出版）、『女性が変わる日本経済』（同、日本経済新聞出版社）、『安心ミライへの「資産形成」ガイドブックQ&A』（同、金融財政事業研究会）他。

主なレポートテーマは、女性の金融資産保有力、インフレへの転換と資産運用、家計のインフレダメージ格差、若年層の負債拡大と資産形成、認知症発症による資産凍結問題、相続に伴う家計資産の地域間移動、変わる「故人資産」のゆくえ、地域別にみた純粋空き家の動向。